

## 【対象経費一覧】

### 【R5.4.1～5.7】に生じた経費

#### (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援

##### ①～④の事業

①から③に該当する施設・事業所等の場合

- ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)
- ・施設・事業所の消毒・清掃費用
- ・感染症廃棄物の処理費用
- ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る)

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用(使用料)
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

④に該当する事業所・施設等の場合

- ・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)

##### ⑤の事業

○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用(使用料)
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。

#### (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用

- ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

### 【R5.5.8以降】に生じた経費

#### (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援

##### ①～③の事業

①から②に該当する施設・事業所等の場合

- ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)
- ・施設・事業所の消毒・清掃費用
- ・感染症廃棄物の処理費用
- ・感染者又は**感染者との接触があった者**への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る)

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用(使用料)
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

③に該当する事業所・施設等の場合

- ・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)

##### ④の事業

○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用(使用料)
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。

#### (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用

- ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用